

仕 様 書

1 名称

パーソナルコンピューター（賃貸借）

2 規格及び数量

以下の規格及び数量を満たす物品

※ 規格を示す物品の例として「適合品」を示しているが、当該製品を指定するものではない。

※ 適合品以外で参加する場合は、事前に担当課まで同等・規格確認書及びカタログ等、仕様書の規格を満たしていることが分かる書類を提出し、担当課の確認及び署名を受けた後、入札書提出時に同等・規格確認書（原本）と併せて提出すること。

【規格】

品 目	項 目	規 格	数量	
パーソナル コンピューター	装置本体	形状	液晶一体型PCであること	24
		プリインストールOS	Windows10 Pro(64bit)	
		OS・BIOSの言語	日本語であること	
		CPU	インテル Core(TM) i3-9100Tと同等以上	
		メモリ	4GB以上	
		ストレージ	SSD256GB以上	
		光学ドライブ	DVDスーパーマルチドライブ内蔵	
		インターフェース	LANポート×1以上、USB2.0準拠または3.0(3.1)準拠×6以上、デジタル画像出力インターフェース（ディスプレイポート又はDVI-Dポート）×1以上を内蔵すること	
		入力機器	日本語キーボード(109 A 有線式USB又はPS/2) & マウス(光学式 有線式USB又はPS/2)	
		リカバリ媒体	プリインストールOSのリカバリ用媒体を添付すること(Windows10Pro 64bit)	
	液晶サイズ	ワイドタイプ23.8インチ以上(フルHD1920×1080ドット)であること	1以上	
	本体外形寸法 (モニタマウントPCの場合は、本体に ディスプレイをマウントした寸法)	W560mm×D290mm以内(設置スペースを考慮した寸法としている)	24	
のぞき見防止フィルター	装置本体の液晶サイズに適合したのぞき見防止フィルターを付属させること。 視野角60度以下・可視光透過率70%以上・紫外線カット・ブルーライトカット・帯電防止・外光反射率3.5%以下・タブンールによる装着が可能であること。			
その他	チルト・スイーベル・高さ調節機能を有すること。 マルチディスプレイ対応であること。 国際エネルギースタープログラムに対応していること。 エコマークラベル認証品であること。 グリーン購入法に適合していること。 JEITAが定める「PCに関するVOC放散速度指針値」の基準に適合していること。 5年間のメーカー翌営業日以降訪問修理保証を有すること。			

【適合品】

メーカー	型 番	品 名 等	数量
富士通	FMVK10001	ESPRIMO K558/B 国際エネルギースター対応モデル ※キーボードあり	24
		Windows10Pro(64bit) CPU: インテルCeleronG4930T メモリ:4GB HDD:500GB DVD-ROM PS/2キーボード&光学式マウス	
	FMCPRC0JY	CPU変更Celeron G4930T→Core(TM) i3-9100T	24
	FMCHDD0S8	HDD変更500GB(SATA)→256GBフラッシュメモリディスク	24
	FMCBAY092	DVD-ROMドライブユニット(薄型)変更→スーパーマルチ(薄型)	24
	FMCLCDOEK	23.8型ワイド液晶変更	24
	FMCEXT060	フロントUSBポート追加(23.8inch液晶用)	24
	FMCRDD1BL	リカバリデータディスク+ドライブズディスク+WinDVDディスク追加(Windows10 Pro 64bit版)	1
光興業	FMC-SUB51	保証延長パック(5年間翌営業日以降訪問修理)	24
光興業	LNW-238N8	のぞき見防止フィルター 23.8型ワイド対応	24

3 賃貸借期間

令和2年(2020年)10月1日～令和7年(2025年)9月30日(60ヶ月)

4 納入及び検査場所

札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課
札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所5階)

5 連絡先

札幌市まちづくり政策局政策企画部政策推進課
札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所5階)
電話011-211-2139 担当:小野

6 特記事項

- 納入場所及び納入日時等について、事前に担当課と打ち合わせをすること。
- 納入の際、電源投入の確認を行うこと。
- ネットワーク設定及び調整を行った後に、正常に一体として最良の状態では機能しない場合は、受注者が原因究明に協力すること。なお、ネットワーク設定及び調整は別途本市が委託した業者が行う。
- 機器等の梱包材は、受注者が納入後速やかに引き取ること。
- 仕様書のソフトウェアのインストール及びオプション(増設メモリ含む)の取付を行ったうえ、納入すること。
- 契約履行確保のため、選定した製品のメーカー等出荷元からの出荷証明を求めることがあり、その場合、出荷引受書の提出が可能であることが参加の条件となります。
- 同等品の判断には時間を要する事例もあり、見積書提出期限までに間に合わないことがありますので、確認に要する時間を考慮して発注課へ同等品の確認を依頼してください。
- 当事者は、借受期間満了後における借受物品の処分について、協議することができるものとします。